

熊谷市建築物耐震改修促進計画（案）



平成 21 年 3 月

熊 谷 市

目 次

第1 計画策定にあたって

- 1 - 1 計画の目的 1
- 1 - 2 位置づけ 1
- 1 - 3 計画期間 2
- 1 - 4 耐震化の必要性 2
- 1 - 5 対象とする区域及び建築物 4
- 1 - 6 策定の手順 5

第2 建築物の耐震化の現状と目標

- 2 - 1 想定される地震の規模、被害の状況 6
- 2 - 2 耐震化の現状 9
- 2 - 3 民間建築物の耐震化の目標 14
- 2 - 4 市有建築物の耐震化の目標 16

第3 建築物の耐震化の促進を図る施策

- 3 - 1 取組方針 17
- 3 - 2 助成制度と支援策の活用 20
- 3 - 3 耐震化を行うための環境整備 22
- 3 - 4 地震時の建築物の安全対策に関する取組方針 23
- 3 - 5 地震発生時に通行を確保すべき道路 24
- 3 - 6 優先的に耐震化すべき市有建築物 26
- 3 - 7 重点的に耐震化すべき区域 26

第4 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

- 4 - 1 地震ハザードマップの作成・公表 27
- 4 - 2 情報提供の充実 27
- 4 - 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 28
- 4 - 4 地域住民との連携による啓発活動 28

第5 特定建築物の耐震化の誘導

- 5 - 1 法による指導等の実施 29
- 5 - 2 建築基準法による勧告等実施への協力 29

第6 その他

- 6 - 1 県との連携 29
- 6 - 2 計画の進行と管理 29

資料編

1	特定建築物一覧表	30
2	補助・助成・税制等の概要	31
3	熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱	33
4	熊谷市木造住宅耐震診断助成金交付要綱	35
5	熊谷市木造住宅耐震改修補助金交付要綱	37
6	熊谷市耐震改修促進計画策定委員会設置要綱	41

第1 計画策定にあたって

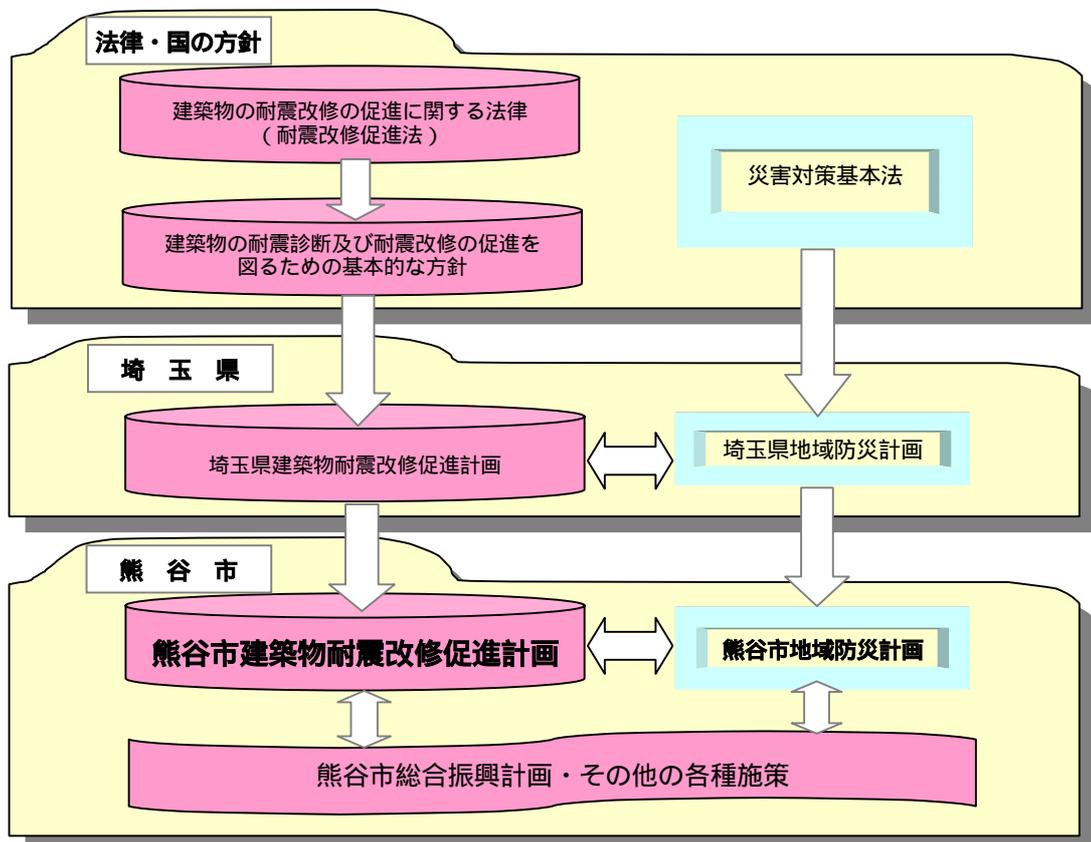
1-1 計画の目的

- ・熊谷市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害から、市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、安全なまちをつくることを目的とします。

1-2 位置づけ

- ・本計画は、平成18年に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく耐震改修促進計画として策定するものです。
- ・本計画は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省平成18年1月告示第184号、以下「国の基本方針」という。）や「埼玉県建築物耐震改修促進計画」（平成19年3月策定、以下「県計画」という。）を踏まえ、「熊谷市総合振興計画」、「熊谷市地域防災計画」をはじめとする本市のまちづくり関連計画との整合を図り、建築物の耐震化を推進するために必要な事項について計画します。

図1-1 耐震改修促進計画の位置づけ



1 - 3 計画期間

- ・本計画は、平成 21 年度から平成 27 年度までの 7 年間を計画期間とし、市は本計画をもとに住宅や建築物の耐震化へ向けて取組みます。
また、耐震化に関する国や県の施策の動向や、耐震化の進捗状況等を勘案しつつ、計画内容を検証し、必要に応じて計画や目標を見直すものとします。

1 - 4 耐震化の必要性

1) 地震はいつでも起きる可能性

- ・平成 7 年の兵庫県南部地震では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われました。このうち直接的な死者数は 5,502 人であり、その死者数の約 9 割が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。さらには倒壊した建築物等は、延焼の原因や、避難・救援・消火の障害となり、一層の被害の拡大を招きました。こんな状況でも昭和 56 年に改正された建築基準法の新しい耐震構造基準で設計されたものは、概ね大破若しくは倒壊といった大きな被害を受けていないことが報告されています。その後も、平成 16 年に新潟県中越地震、平成 17 年に福岡県西方沖地震、平成 19 年に新潟県中越沖地震、平成 20 年に岩手・宮城内陸地震などの大地震が頻発し、家屋の倒壊等による甚大な被害が発生しています。
発生箇所も予測された活断層以外の地点も多く、このような地震による被害は「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるといえます。
- ・「平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査」では深谷活断層における地震が想定され、本市も相当の被害を受ける恐れがあると予測されています。

2) 地震による人的・経済的被害の軽減

- ・国は、平成 17 年 9 月中央防災会議で「建築物の耐震化緊急対策方針」を決定し、建築物の耐震化は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であると位置づけています。さらに東海、東南海・南海地震に関する「地震防災戦略」(平成 17 年)では、今後 10 年間で想定する死者数及び経済被害額を半減させることを目標としています。
地震による住宅・建築物の倒壊は、死傷者の発生、火災及び延焼の発生、消火・救援・避難活動に大きな被害を及ぼすこととなります。このことから住宅・建築物を耐震化することが、多くの生命や財産を守るために最も有効かつ効果的な手段とされています。

3) 関係法令の改正及び埼玉県建築物耐震改修促進計画の策定

- ・平成 18 年の法改正では、計画的かつ効果的な耐震化を目的として、各自治体による「耐震改修促進計画」の策定や建築物(特定建築物)に対する指導の強化などの新たな条項が盛り込まれました。
- ・国の基本方針では、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を現状の約 75%から平成 27 年度までに 90%とする目標が示されました。
- ・埼玉県は、法及び国の基本方針を受け、平成 27 年度までに住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を 90%とすることを目標とする計画(平成 19 年 3 月)を策定しています。

表 1-2 埼玉県の耐震化率目標値

種別	現 状 平成 18 年 3 月現在	目 標 平成 27 年度
住宅	73%	90%
県有建築物	91%	100%(平成 23 年度)
市町村有建築物	53%	用途により 100%又は 95%
多数の者が利用する 民間建築物	64%	90%

出典：埼玉県建築物耐震改修促進計画

【耐震改修促進法の主な改正点】(平成 18 年 1 月 26 日改正)

国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること

多数の者が利用する建築物(特定建築物)の所有者に耐震診断・改修の努力義務があること

特定建築物は用途に応じて規模を引き下げるとともに、危険物を取り扱う建築物や、緊急輸送道路等の道路の通行を妨げるおそれがある住宅・建築物も新たに対象とすること

特定建築物の所有者に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること

耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること

【特定建築物(法第 6 条)】

第 1 号:学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの

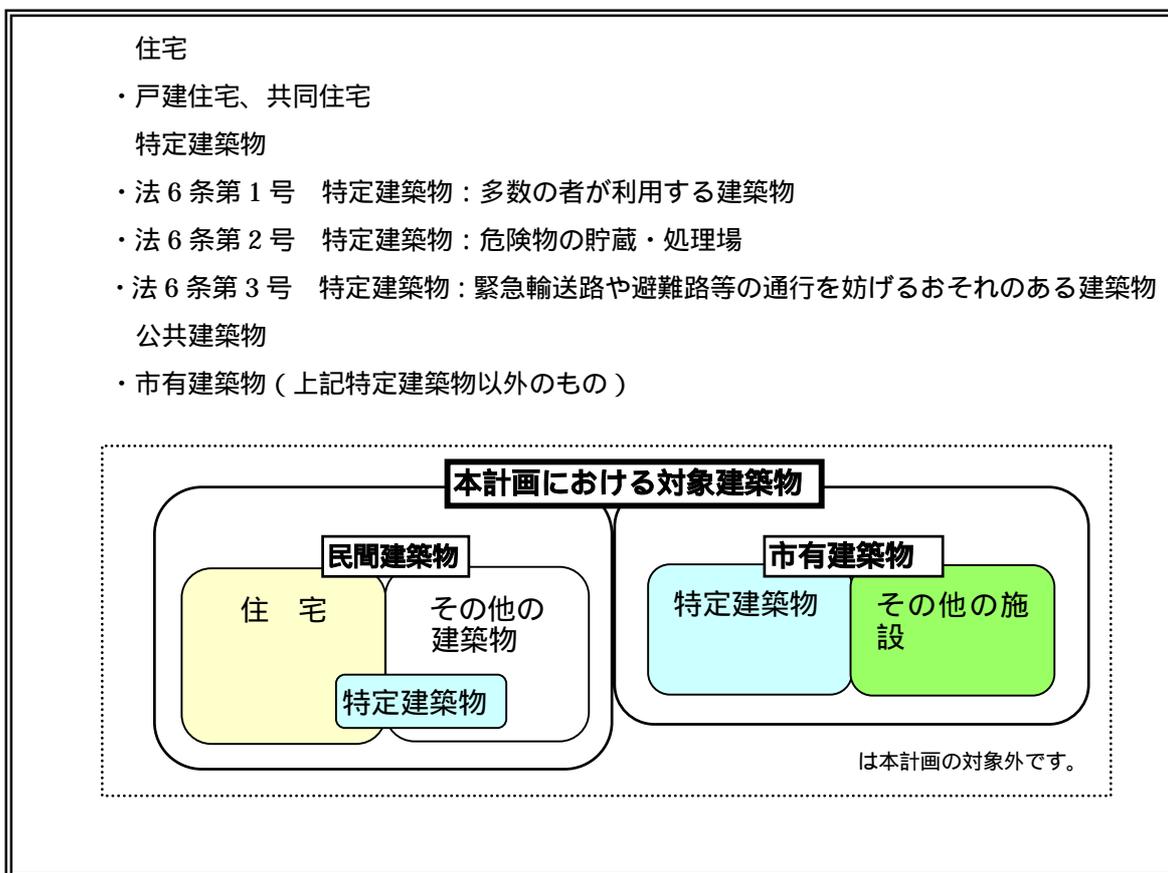
第 2 号:火薬類、石油類、その他の危険物の一定数量以上のものの貯蔵場、処理場

第 3 号:各自治体の耐震改修促進計画に定められた緊急輸送道路や避難路等の通行を妨げるおそれがある建築物

1 - 5 対象とする区域及び建築物

- ・対象区域は熊谷市全域とします。
- ・対象とする建築物は、旧耐震基準の建築物（昭和 56 年 5 月末以前に建築確認を受けたもの）です。
これらは、国の基本方針や県計画においても、耐震化を図ることが重要な建築物となっています。
- ・住宅及び多数の者が利用する特定建築物（法第 6 条第 1 号）に関して耐震化の目標を設定します。
- ・法第 6 条第 2 号及び第 3 号特定建築物、及び特定建築物以外の市有建築物についても耐震化に向けた適切な対応を図るものとしします。

【計画の対象とする建築物】



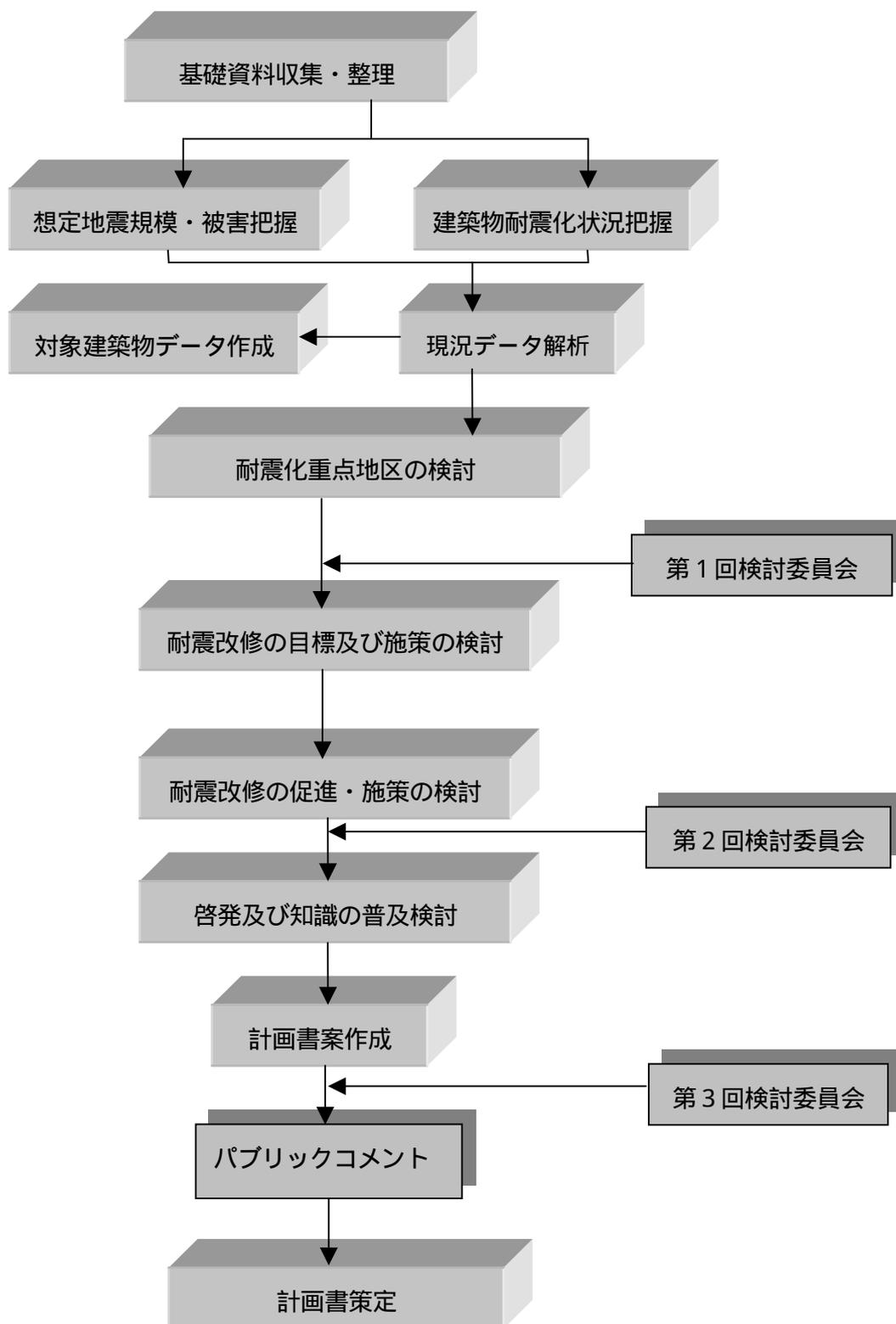
参考 特定建築物の主な用途と規模要件

主 な 用 途	規 模 ・ 要 件
小学校、中学校、老人ホーム	階数 2 以上 1,000 m ² 以上
庁舎、消防署、病院、劇場、百貨店、学校（専門学校等）、事務所等	階数 3 以上 1,000 m ² 以上
幼稚園、保育所	階数 2 以上 500 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上 1,000 m ² 以上

特定建築物の詳細な内容：資料編 p30「特定建築物一覧表」参照

1 - 6 策定の手順

・本計画の策定は、下記の手順により行いました。



第2 建築物の耐震化の現状と目標

2 - 1 想定される地震の規模、被害の状況

1) 過去に受けた地震被害

- ・埼玉県内では、近年、大きな地震被害は発生していません。しかし過去においては数回の大きな地震で被害を受けています。

表 2-1 埼玉県における被害地震の履歴

発生年月日	マグニ チュード	地震名(震源)	被害状況
1923.9.1 (大正 12)	7.9	関東地震 (関東南部)	(関東大震災)死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 棟、半壊 7,577 棟
1924.1.15 (大正 13)	7.3	丹沢地震 (丹沢山塊)	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東震災後の修理が十分でないものが多い。
1931.9.21 (昭和 6)	6.9	西埼玉地震 (埼玉県中部)	死者 11 名、負傷者 114 名、全壊家屋 172 戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968.7.1 (昭和 43)	6.1	(埼玉県中部)	深さが 50 km のため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷者 6 名、家屋一部損壊 15 棟、非住家破損 1 棟
1989.2.19 (平成元年)	5.6	(茨城県南西部)	熊谷で震度 3、茨城県、千葉県で負傷者 2 名、火災 2 件

出典：埼玉県地震被害想定調査（H8~H9）

2) 影響が想定される地震

- ・県では、平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査において、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を利用して 5 つの地震を想定しています。
- ・熊谷市において、想定被害の規模から最も影響を受ける地震として「深谷断層による地震」があります。

表 2-2 想定地震

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
深谷断層による地震	7.5	
綾瀬川断層による地震	6.9	

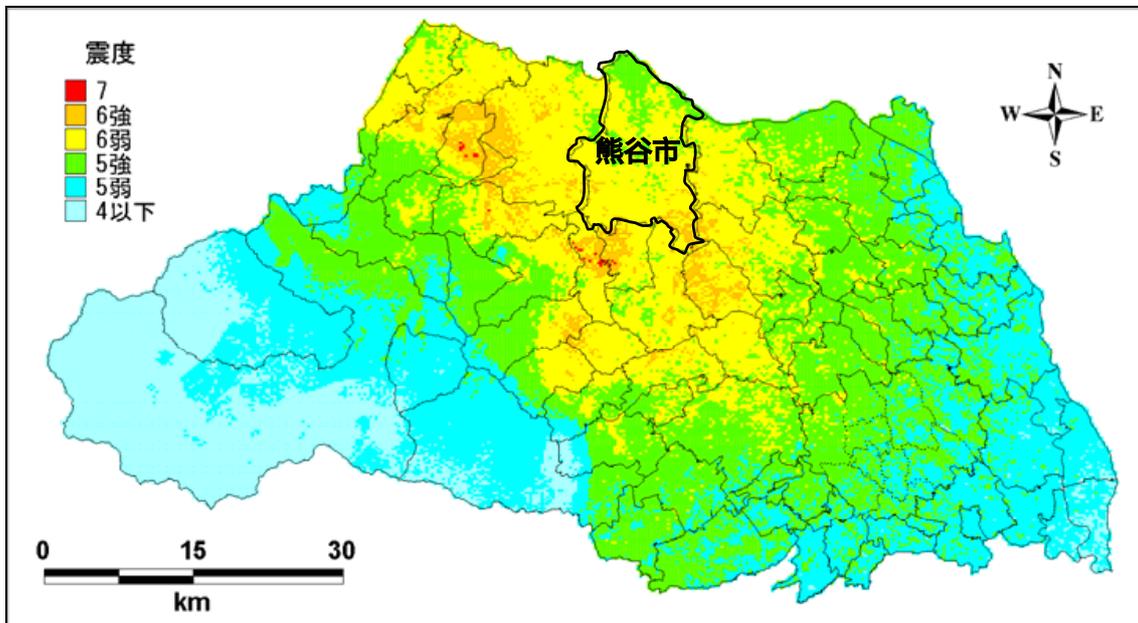
出典：平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査

表 2-3 想定最大震度

市町村名	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	立川断層帯 による地震	深谷断層に よる地震	綾瀬川断層 による地震
熊谷市	5.6	5.7	5.2	6.3	5.8

出典：平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査

図 2-1 深谷断層想定地震（M7.5）による予想震度分布



出典：平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査

3) 被害想定

- ・平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査において、深谷断層による地震が発生した場合の揺れ、液状化による被害予測を表 2-4 のように予測しています。

表 2-4 建物被害予測結果一覧表

区分	揺れによる被害				液状化による被害				揺れ+液状化による被害			
	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)	全壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊数 (棟)	半壊率 (%)
熊谷市	754	0.77	5,781	5.93	143	0.15	229	0.23	897	0.92	6,010	6.16

出典：平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査

- ・深谷断層による地震発生後に、下記の条件で火災が発生した場合の被害予測を表 2-5 のように予測しています。

震度：6.3 マグニチュード：7.5 発生時期：冬季、平日、午後 6 時

天候：晴れ

表 2-5 風速別火災による被害予測結果

区分	風速	自然鎮火・焼失 件数	延焼出火件数	焼失件数	焼失率 (%)
熊谷市	8m/s	1	10	1,174	1.20
	15m/s	1	10	2,766	2.84

出典：平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査

2-2 耐震化の現状

1) 住宅

- ・本市の住宅総数は、平成 19 年度時点で約 64,500 戸であり、そのうち戸建て住宅は約 63,500 戸、共同住宅等は約 1,000 戸となっています。
- ・戸建て住宅・共同住宅等の構造や建築年等から耐震化率を推計すると、本市の住宅全体の耐震化率は 81.1%となっています。
- ・県計画では、埼玉県全体の住宅の耐震化率は 73%と推定しています。

表 2-6 住宅の耐震化の現状 (平成 19 年度時点推定)

内容		戸建住宅	共同住宅等	合計
a	新耐震基準	43,468	896	44,364
b	旧耐震基準	20,036	144	20,180
c	(耐震性有)	7,978	0	7,978
d	(耐震性無)	12,058	144	12,202
e	合計	63,504	1,040	64,544
f	耐震性有	51,446	896	52,342
g	耐震性無	12,058	144	12,202
h	耐震化率	81.0%	86.2%	81.1%

参考：住宅・土地統計調査、資産税課データ

※総務省「住宅・土地統計調査」と資産税課の家屋データを参考に推計しました。

※cの(耐震性有)は、国交省調査結果(兵庫県南部大震災での被害状況で昭和56年以前建築住宅の軽微・無被害の割合)、住宅・土地統計調査及び家屋データを参考に推定しました。

※fの耐震性有は、基本的に昭和57年以降の新耐震基準が適用されている住宅及び旧耐震基準の内で耐震性があると想定した合計値です。(f = a+c, g = d)

※住宅の耐震化率 = (昭和57年以降戸数 + 昭和56年以前耐震性を有する住宅戸数) / 全住宅戸数

2) 特定建築物

- ・特定建築物のうち、多数の者が利用する建築物（法第6条第1号）に該当する建築物は491棟、危険物を取り扱う建築物（法第6条第2号）に該当する建築物は139棟となっています。
- ・緊急輸送道路等の道路の通行を妨げるおそれがある建築物（法第6条第3号）のうち旧耐震基準の建物は、33棟該当しています。
- ・法第6条において、特定建築物の所有者は耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

表 2-7 特定建築物の状況

（平成 20 年 3 月現在）

種 別	棟 数
多数の者が利用する建築物（法6条第1号）	491
民間建築物	320
市有建築物	171
危険物を取り扱う建築物（法6条第2号）	139
緊急輸送道路等の道路の通行を妨げるおそれのある建築物（法6条第3号）	33
合 計	663

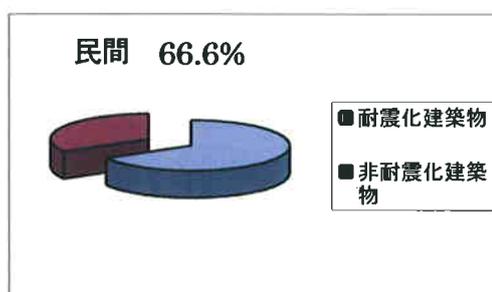
昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物のみの棟数
 特定建築物の内容：資料編 p30「特定建築物一覧表」参照

① 多数の者が利用する建築物（法第6条第1号）

- ・対象となる建築物は、庁舎、消防署、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、社会福祉施設及びその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものです。（資料編 p30 参照）
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率は、民間 66.6%（計 213 棟）、市有 90.1%（計 154 棟）となっています。

表 2-8 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（平成 20 年 3 月現在）

耐震化の状況	全棟数	新耐震基準建築物	旧耐震基準建築物		耐震化されている建築物	耐震化率 (%)
			耐震性を満たす建築物(棟)			
	A=B+C	B	C	D	E=B+D	E/A
1.庁舎・消防署	5	4	1	0	4	80.0
民間	0	0	0	0	0	-
市有	5	4	1	0	4	80.0
2.学 校	111	56	55	51	107	96.4
民間	0	0	0	0	0	-
市有	111	56	55	51	107	96.4
3.病院・診療所	17	11	6	0	11	64.7
民間	16	10	6	0	10	62.5
市有	1	1	0	0	1	100.0
4.社会福祉施設	0	0	0	0	0	-
民間	0	0	0	0	0	-
市有	0	0	0	0	0	-
5.幼稚園・保育所等	3	1	0	2	3	100.0
民間	0	0	0	0	0	-
市有	3	1	0	2	3	100.0
6.集会所・公会堂	8	4	4	0	4	50.0
民間	0	0	0	0	0	-
市有	8	4	4	0	4	50.0
7.店舗・百貨店等	2	1	1	0	1	50.0
民間	2	1	1	0	1	50.0
市有	0	0	0	0	0	-
8.賃貸住宅等	152	103	49	15	118	77.0
民間	122	88	34	0	88	72.1
市有	30	15	15	15	30	100.0
9.その他	193	119	74	0	119	61.7
民間	180	114	66	0	114	63.3
市有	13	5	8	0	5	38.5
計	491	299	190	68	367	74.7
民間	320	213	107	0	213	66.6
市有	171	86	83	68	154	90.1



危険物を取り扱う建築物(法第6条第2号)

- ・対象となる建築物は、火薬類、石油類及びその他危険物の貯蔵場、処理場で一定数量以上のものです。
- ・危険物を取り扱う建築物の耐震化率は、すべて民間施設で51.8%（72棟）となっています。

表2-9 危険物を取り扱う建築物の耐震化の現状（平成20年3月現在）

耐震化の状況	全棟数	旧耐震基準建築物 (棟)	新耐震基準建築物 (棟)	耐震化率 (%)
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	139	67	72	51.8
民間	139	67	72	51.8
市有	0	0	0	-

表2-10の～の集計（他は未調査）

参考 法6条第2号に該当する危険物の一覧

危険物の種類	危険物の数量
火薬類	火薬の場合10t 他規定あり
「危険物の規制に関する政令」別表第三の指定危険物	各々「指定数量」の10倍
同政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類	30t
同政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類	20m ³
マッチ	300マッチトン
可燃性ガス（ 、 除く）	20,000m ³
圧縮ガス	200,000m ³
液化ガス	2,000t
毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物	20t
同第二項に規定する劇物	200t

マッチトン：マッチの計量単位。1マッチトンは並型マッチ(56×36×17)で7,200個、約120kg

道路の通行を妨げるおそれがある住宅・建築物(法第6条第3号)

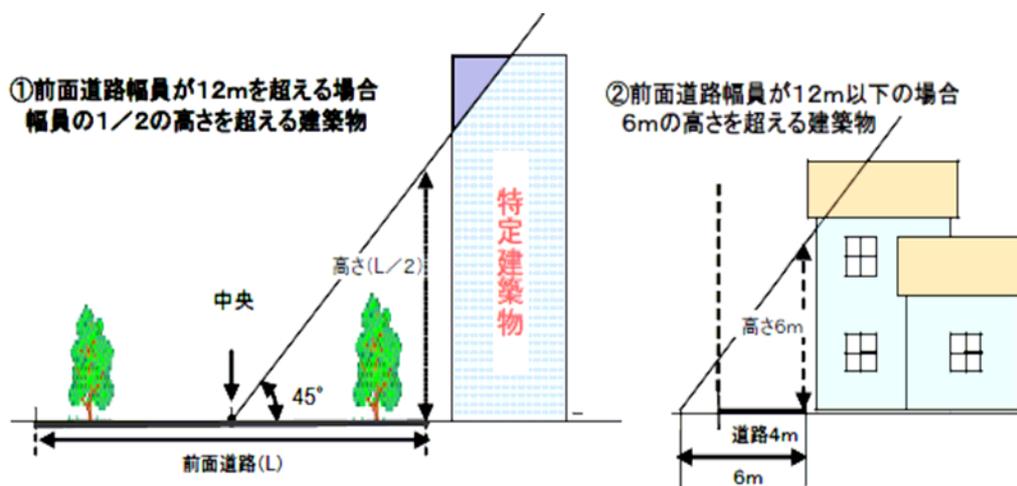
- ・倒壊した場合に道路の通行を妨げる建築物（法第6条第3号）は、埼玉県建築物耐震改修促進計画に定められた緊急輸送道路の沿道の建築物を対象としています。（p24表3-2参照）
- ・災害発生時に緊急輸送道路等の通行を妨げるおそれがある耐震化されていない住宅・建築物は、33棟となっています。

表2-10 道路の通行を妨げるおそれがある住宅・建築物の現状(平成20年3月現在)

耐震化の状況	旧耐震基準建築物(棟)
地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	33
民間	33
市有	0

- ・対象となる建築物は、敷地が緊急輸送道路に隣接する建築物のうち、政令で定められる高さを超えている建築物が対象となります。

参考図 法第6条第3号に規定される特定建築物の高さ基準



出典：国土交通省 HP

2 - 3 民間建築物の耐震化の目標

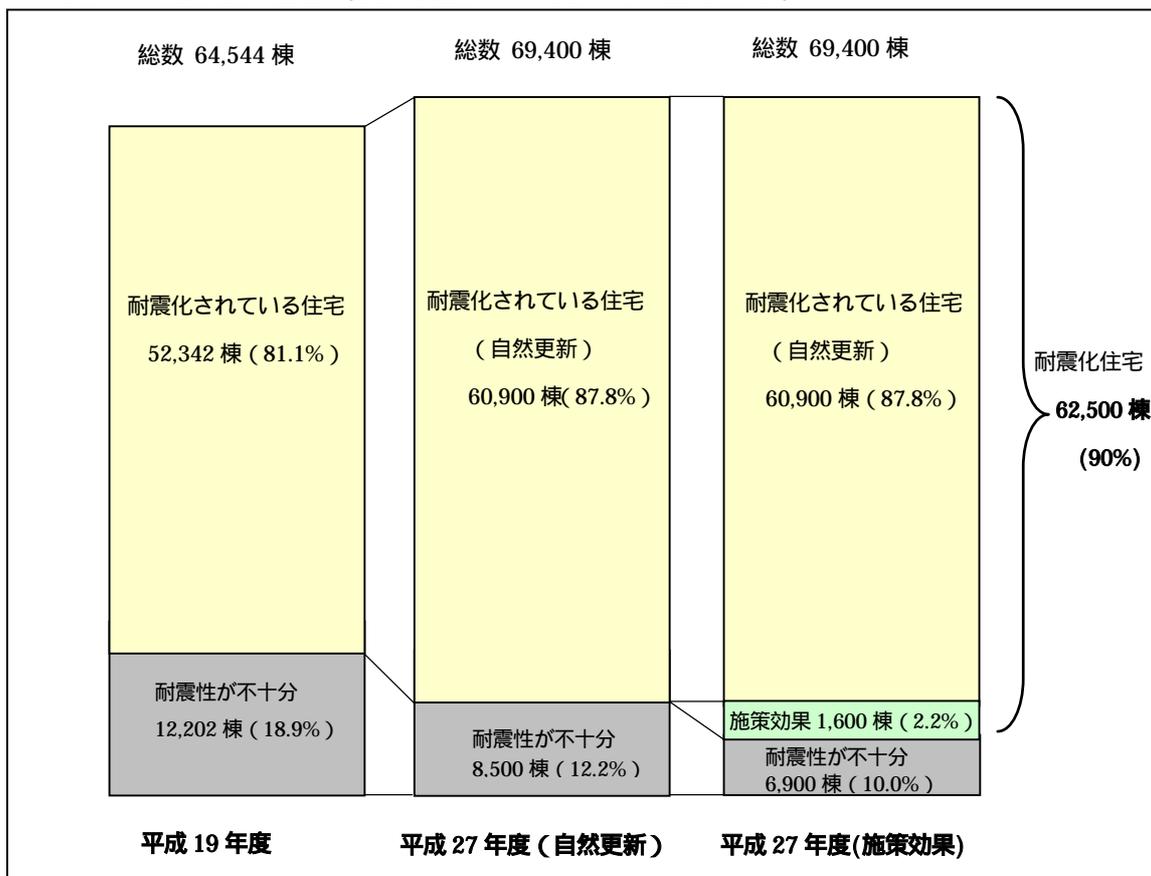
1) 住宅

- ・熊谷市は、耐震化の現状を踏まえ、平成 27 年度時点における住宅の耐震化の目標を 90%とします。
- ・目標を達成するためには、1,600 戸の耐震化を促進していくことが必要となります。

表 2-11 住宅の耐震化の目標

H19年度時点の現状の耐震化率	H27年度時点の自然更新による耐震化の予測	H27年度時点目標耐震化率
81.1% (52,342 棟)	87.8% (60,900棟)	90% (62,500棟)

図 2-2 耐震化の推移（自然更新による見込みと施策効果）



総数、自然更新の推計：H10,H15 住宅・土地統計調査等より推計
 自然更新：住宅の耐震改修及び建て替えの実績による傾向から予測した推計

2) 多数の者が利用する民間建築物(法第6条第1号)

- ・熊谷市は、平成27年度時点における多数の者が利用する民間建築物（法第6条第1号）の耐震化の目標を90%とします。

表 2-12 多数の者が利用する民間建築物（法第6条第1号）の耐震化の目標

H19年度時点の現状の耐震化率	H27年度時点目標耐震化率
66.6%	90%

2 - 4 市有建築物の耐震化の目標

1) 市有建築物〔多数の者が利用する建築物(法第6条第1号)〕

- ・市有建築物は災害時の活動拠点となる施設や避難施設として重要な役割を果たす機能を持つため、計画的かつ着実な耐震化が必要となります。
このため、災害対策施設、救護対策施設、避難対策施設、要援護者施設、一時避難施設の耐震化を優先的に推進していきます。(表2-13参照)
- ・庁舎等の防災上重要な施設や要援護者施設などの特定建築物については、防災上あるいは被害軽減の観点から、現状の耐震化率90%を平成27年度までに耐震化率100%とすることを目標とします。
- ・目標を達成するためには平成27年度までに17棟の耐震化が必要となります。

表2-13 市有建築物〔多数の者が利用する建築物(法第6条第1号)〕の耐震化の目標

分類	施設用途	平成20年度棟数	耐震性を有する建築物	目標耐震化率	平成27年度までに耐震化が必要な棟数
1.災害対策施設	庁舎	3	2	100%	1
2.救護対策施設	消防署、診療所	3	3	100%	0
3.避難対策施設	学校(屋内運動場含む)	111	107	100%	4
4.要援護者施設	幼稚園、保育所、社会福祉施設等	3	3	100%	0
5.一次避難施設	集会所、公会堂	8	4	100%	4
6.その他施設	その他	43	35	100%	8
合計		171	154	100%	17

平成20年3月現在

2) 市有建築物(法に規定する特定建築物以外)

- ・旧耐震基準で建築され、法に規定された特定建築物以外の市有建築物については、それぞれの施設の重要性、保全状態、耐震性能を勘案し、緊急性の高い施設から順次計画的に耐震診断と耐震改修を推進します。また、目標年度以降も引き続き耐震化に努めます。

第3 建築物の耐震化の促進を図る施策

3 - 1 取組方針

所有者自らの取組みを基本とし、市や関係機関が役割分担して多様な施策を展開します。

住宅・建築物の耐震化は、その所有者（以下「建物所有者」という。）によって行うことを基本とします。

市は、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むための情報提供、耐震相談などの支援をします。

市は、耐震化の促進を図るため、昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された戸建住宅について助成制度や支援策を推進します。また、その他の建築物についても支援策を検討します。

市は、県及び関係団体と十分連携して耐震診断及び耐震改修を促進します。建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の実施を徹底します。

1) 建物所有者の役割と取組方針

- ・建物所有者は、住宅・建築物の地震に対する安全性の確保や向上を図るため、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本として、地震防災対策（コミュニティの安全にかかわる地域の問題）として認識し、主体的に耐震化に取り組むものとします。

2) 本市の役割と取組方針

- ・本市は、「市民の生命・財産を守る」ことを基本とし、地震に強いまちづくりを推進していきます。
- ・市民に対して、耐震診断や耐震改修等の推進を図るため、相談窓口を充実すると共に市報やホームページ等による情報提供や助成制度による支援を行います。
- ・法に基づく耐震改修の計画の指導、助言等を実施します。
- ・本計画に基づき、市有建築物の計画的な耐震化を促進していきます。
- ・本計画の住宅・建築物の耐震化の進捗と目標の達成について定期的に検証を行います。

3) 建築関係団体との連携方針

- ・市は、県及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

表 3-1 彩の国既存建築物地震対策協議会(会員数：82)

県	埼玉県
市町村	熊谷市を含む70市町村
建築関係団体	<p>11団体（順不同）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)埼玉建築士会 ・(財)埼玉県建築住宅安全協会 ・(社)埼玉県建設業協会 ・(財)埼玉県住宅センター ・建設埼玉 ・(財)さいたま住宅検査センター ・(社)埼玉県建築士事務所協会 ・(社)埼玉建築設計監理協会 ・(社)埼玉県住宅産業協会 ・埼玉土建一般労働組合 ・埼玉県住まいづくり協議会

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

4) 建築基準法手続きの徹底

- ・建築される住宅・建築物については、現行の構造基準に従って適切に設計及び施工が行われるよう、建築基準法に基づく建築確認及び完了検査の徹底を図ります。

役割分担

建物所有者等

- ・ 建物所有者等は、耐震診断及び耐震改修の実施について、自らの問題として認識し取組む。特に特定建築物の所有者は、多数の者が利用する特定建築物の安全性の確保の重要性について十分に認識し耐震化に努めなければならない。

熊谷市

- ・ 耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。
- ・ 情報提供、耐震相談などを行う。
- ・ 耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の指導、助言、指示等を行う。
- ・ 建築基準法に基づく勧告又は命令を行う。
- ・ 耐震診断、耐震改修に係る助成制度を充実させる。

国

- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、情報の収集及び提供その他の措置を講ずるように努める。
- ・ 建物所有者にとって耐震診断や改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講ずる。

埼玉県

- ・ 市町村の耐震改修促進計画の策定にあたり、助言及び技術的支援を行う。
- ・ 耐震診断及び耐震改修の進捗状況について情報収集を行う。

関係団体等

- ・ 建築関係団体等は、自らの有する専門的知識やネットワークなどを活用し、市民及び行政と連携を図りながら、本計画の実施に協力をするように努める。
- ・ 建築及び防災に関する相談、耐震診断業務等を県内で実施している建築関係団体は、市と連携し、耐震相談窓口の設置や技術者の育成及び技術力の向上に努める。

3 - 2 助成制度と支援策の活用

基本的な取組方針をもとに、以下の住宅・建築物の耐震化の支援策を推進します。

1) 住宅・建築物耐震改修等事業

- ・国は、住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための補助事業である「住宅・建築物耐震改修等事業」を創設しています。
- ・市は、耐震診断及び耐震改修の支援を行う際は、基本的に国の事業を活用し建物所有者に対して意識の啓発や耐震診断の実施を促すなどの事業を行います。

2) 住宅の耐震化

木造住宅無料簡易耐震診断実施制度

- ・平成 17 年度から実施している「熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱」により、昭和 56 年以前に建築された一戸建て住宅、又は併用住宅で 2 階建て以下ものに対して、簡易的な耐震診断を無料で行っており、引き続き実施します。

木造住宅耐震診断助成金交付制度

- ・平成 13 年度から実施している「熊谷市木造住宅耐震診断助成金交付要綱」を一部改正し、昭和 56 年 5 月以前に着工された一戸建て住宅、又は併用住宅で 2 階建て以下の在来軸組構法等で建築されたもので、建築士による詳細な耐震診断を実施するものに対し助成します。

木造住宅耐震改修助成金交付制度

- ・「熊谷市木造住宅耐震改修助成金交付要綱」に基づき、耐震改修の支援を実施します。

集合住宅等の耐震化支援制度の検討

- ・住宅の耐震化は、住民の生命財産を守るために重要で、木造戸建住宅のほか、集合住宅等についても昭和 56 年以前に建築されたものを対象に支援制度を検討します。

集合住宅の耐震化の啓発

- ・集合住宅の中でも中高層住宅は、倒壊した場合にその周辺に与える影響が大きいことから、重点的に耐震化の啓発を図ります。

特に分譲マンションは、区分所有者の合意形成が困難であるため、耐震化について管理組合などに対し、県と協力して周知を図ります。

3) 民間特定建築物の耐震化

- ・市内には多数の者が利用する民間建築物が多数存在し、経済活動に大きな役割を果たしています。そのために市民の生命、身体及び財産の保護と経済活動における被害の低減を図る必要があります。
- ・民間の特定建築物のうち、防災上重要な学校や病院、不特定多数の者が利用する店舗、ホテル等の建築物について重点的に耐震化を促進します。
- ・民間特定建築物の所有者に対して、耐震化の必要性について指導、助言等の啓発に努めます。
- ・昭和 56 年以前に建築された建築物の耐震化のための支援制度について検討します。

4) 耐震改修に係る税制と融資制度の活用

- ・建築物の耐震化を促進するための施策として、平成 18 年度の税制改正により「住宅等に係る耐震改修促進税制」が創設されました。(参照 p.32)

これは、旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を実施した個人及び法人が受けられることができる固定資産税や所得税の減額措置であり、市内の住宅の耐震改修にも適用されることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

- ・独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が実施している耐震改修工事を含んだリフォームに対する「リフォーム融資」、埼玉県が民間金融機関と連携した「埼玉の家 耐震・安心リフォームローン」等の融資制度があり、これらの制度の活用促進を図ります。

3 - 3 耐震化を行うための環境整備

- ・近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が大きな社会問題となっているなど住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたって様々な不安材料があります。耐震改修を促進するには建物所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。
- ・(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター/住宅リフォーム推進協議会で作成した「安心・満足リフォームガイド」を活用し、市民が安心して改修を行えるよう周知を促します。
- ・県において作成した「失敗しない!!! 住宅リフォームの手引き」を活用して、県で創設した住宅リフォーム工事検査制度の周知を図り、市民が安心して改修を行えるようにします。
- ・大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るために地震保険への加入を促進する必要があります。
このため平成 18 年度の税制改正で新たに創設された地震保険料控除等の特例措置などの情報提供を図ります。
- ・市では、耐震診断、耐震改修の手法や助成等の支援について「相談窓口」を充実します。

3 - 4 地震時の建築物の安全対策に関する取組方針

1) 窓ガラス等落下防止対策

- ・市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策、外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建物所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を行っていきます。
- ・病院、福祉施設等の不特定多数の者が利用する民間の特定建築物については、県と連携し、耐震化の指導とともに、落下物防止対策についても実施を促します。

2) 危険なブロック塀等の倒壊防止対策

- ・ブロック塀等が倒壊すると、死傷者の発生が予測されることに加え、道路の通行を妨げ、避難や救急・救命活動の支障となるおそれがあります。昭和 53 年の宮城県沖地震、平成 15 年の十勝沖地震、平成 16 年に新潟県中越地震、平成 17 年福岡県西方沖地震等大規模な地震では、耐震対策が不十分なブロック塀等が損壊し、被害を大きくしました。
- このため、ブロック塀・自動販売機等の所有者に対し、点検活動の推進、危険なブロック塀の補強及び生垣等への改善、転倒防止の安全対策、安全な設置方法等の普及を図ります。

3) エレベーター閉じ込め防止対策

- ・平成 17 年に発生した千葉県北西部地震では、エレベーターの閉じ込め事故や運転停止が多数発生し、救出や復旧に時間を要したことから、エレベーターの地震防災対策に早急に取り組む必要性が生じました。
- このため、ビルの所有者・管理者等に対して、設置・管理に関する事業者団体及び県と連携して、適切な対策を促します。

3 - 5 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路、通学路、避難所に通ずる道路、密集市街地内の道路があります。

このうち緊急輸送道路について、本計画における地震発生時に通行を確保すべき道路とします。

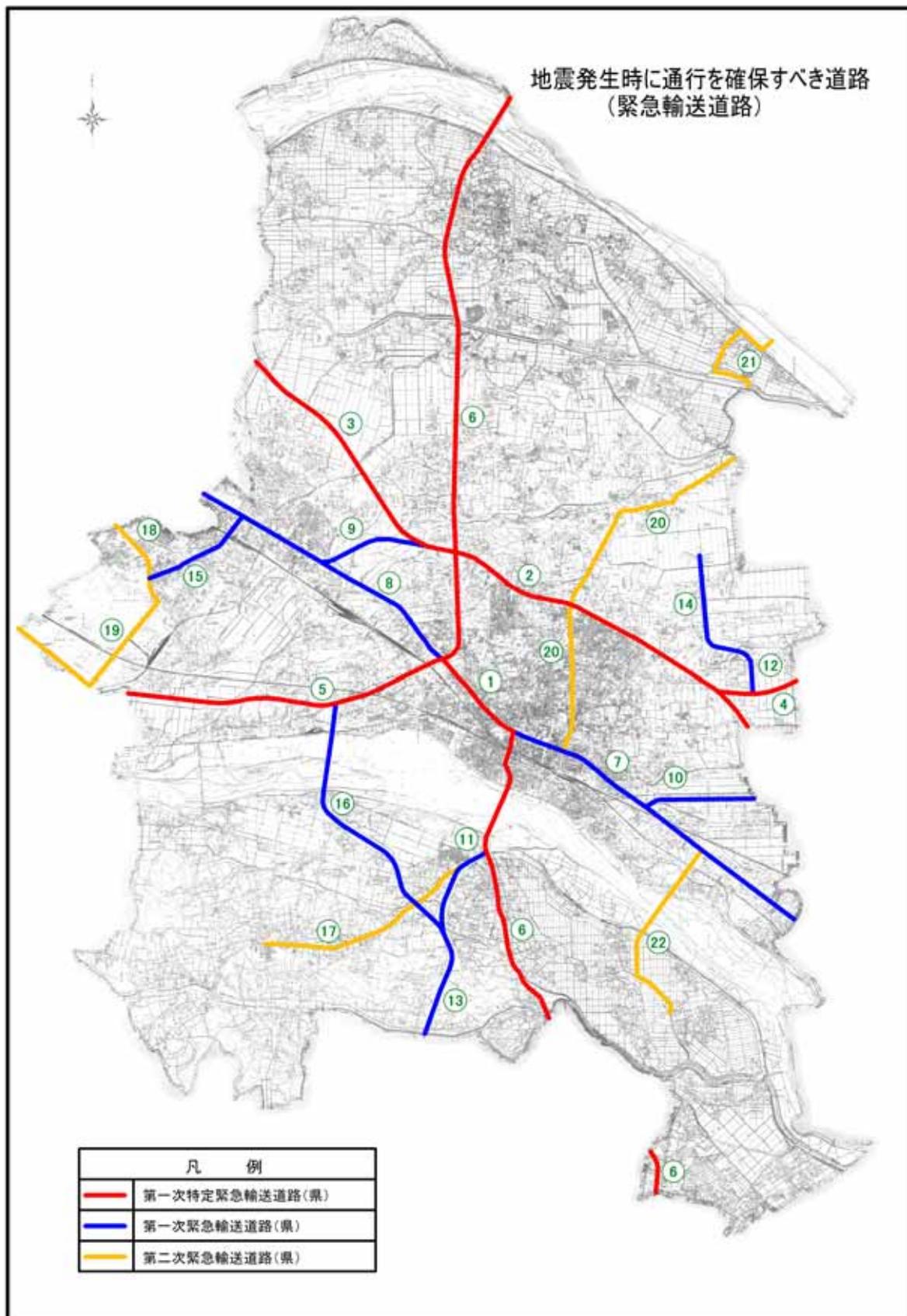
- ・地震発生時に通行を確保すべき道路は、埼玉県地域防災計画に定めている第一次特定緊急輸送道路、第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路の 22 路線あり、沿道の特定建築物の耐震化の促進に取り組めます。
- ・今後、市の地域防災計画で示される緊急輸送道路等は、地震発生時に通行を確保すべき道路として沿道の特定建築物の耐震化を促進します。

表 3-2 緊急輸送道路一覧

番号	路線名	指定内容	番号	路線名	指定内容
1	国道 17 号	第一次特定	12	(県)熊谷羽生線	第一次
2	国道 17 号熊谷バイパス	第一次特定	13	(県)ときがわ熊谷線	第一次
3	国道 17 号深谷バイパス	第一次特定	14	(県)弥藤吾行田線	第一次
4	国道 125 号バイパス	第一次特定	15	(県)美土里町新堀線	第一次
5	国道 140 号	第一次特定	16	(県)武蔵丘陵森林公園広瀬線	第一次
6	国道 407 号	第一次特定	17	(主)熊谷小川秩父線	第二次
7	国道 17 号	第一次	18	(主)深谷東松山線	第二次
8	国道 17 号	第一次	19	(主)熊谷児玉線	第二次
9	国道 17 号熊谷バイパス	第一次	20	(主)熊谷館林線	第二次
10	国道 125 号	第一次	21	(主)熊谷館林線	第二次
11	(主)熊谷小川秩父線	第一次	22	(県)青山熊谷線	第二次

(主): 主要地方道(県道)

図 3-1



3 - 6 優先的に耐震化すべき市有建築物

- ・災害対策施設、救援・救護対策施設、避難施設とされている庁舎、学校、公民館、集会所等の建築物は、災害時の拠点施設で機能確保の面からも優先的な耐震化が必要とされます。
- ・子供や高齢者など特に配慮を要する者が利用する幼稚園、保育所、社会福祉施設等の建築物は、災害時要援護者等への対応の観点からも早急な耐震化が必要です。
- ・大規模で不特定多数の者が利用する特定建築物は、耐震化の必要性が高いものです。
- ・老朽化が著しく、建築年が古いものは、建て替えなどの方策を含めた耐震化を検討します。

災害対策施設（庁舎等）

救援救護施設（消防署、診療所）

避難施設（学校、屋内体育館、集会所等）

要援護者施設（幼稚園、保育所、社会福祉施設等）

大規模で多数の人が利用する特定建築物

建築年が古く老朽化の著しいものは、建て替え方策を含めた耐震化を検討します。

3 - 7 重点的に耐震化すべき区域

- ・本計画では、人口集中地区（DID）等を重点的に耐震化をすべき区域とします。

人口集中地区（DID）：国勢調査において設定される統計上の地区。人口密度が4,000人/㎢以上の調査区が隣接して5,000人以上となる地区に設定されます。

第4 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下の内容を積極的に実施するものとします。

4 - 1 地震ハザードマップの作成・公表

- ・市民や建物所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地盤のゆれやすさ、地盤の液状化、建築物の倒壊の危険性等を記載した地震ハザードマップを平成20年度に作成します。
- ・作成した地震ハザードマップは、各世帯へ配布し、さらにホームページに公表するとともに、防災講座を通じて、地震被害に関する知識の普及、日頃の備え、住宅・建築物の耐震化に関する啓発を行います。

4 - 2 情報提供の充実

- ・市は、建物所有者に対して耐震診断及び耐震改修に関する相談や専門家の紹介等の情報提供を行います。
- ・宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建築された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」の記載が義務づけられたことから、こうした制度を説明し啓発を図ります。
- ・市報やパンフレット、ポスター、ホームページ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。
- ・建物所有者等に対する耐震性向上の普及・啓発を図るため、パンフレット等を窓口等に常備し配布します。

4 - 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- ・住宅の増改築や改修等に併せて耐震改修工事を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を啓発します。
- ・広報や民間業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅の所有者に対する啓発を行います。

4 - 4 地域住民との連携による啓発活動

- ・市は、日頃から地域住民が組織的に防災活動に取り組む自主防災組織の育成に取り組んでいます。
自主防災組織のリーダー研修会や地域の防災訓練等を通じて、耐震化の啓発を図るとともに、地域住民に無料簡易耐震診断実施制度のPRを行います。

第5 特定建築物の耐震化の誘導

5 - 1 法による指導等の実施

- ・法6条に定める特定建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて当該特定建築物について耐震改修を行うよう努める必要があります。
- ・市は、県が行う特定建築物の所有者に対する法7条の規定に基づく指導及び助言を連携して行います。

5 - 2 建築基準法による勧告等実施への協力

- ・市は、建物所有者が耐震改修を行わない場合に建築基準法第10条の規定により、保安上必要な措置をとることなどの県の勧告・命令の実施に協力します。

第6 その他

6 - 1 県との連携

- ・市は、国の基本方針を踏まえ、県計画の進捗等に合わせて本計画の推進を図ります。
- ・国及び県が行う補助、融資、税制等の支援制度を活用するとともに、県との連携を図りながら耐震化の支援等を進めていきます。

6 - 2 計画の進行と管理

- ・平成27年度末の耐震化の目標の達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。
- ・市では、市有建築物の耐震化の進捗状況や、普及、啓発に関する施策の実施状況等を定期的に確認します。
- ・住宅や特定建築物（民間）の耐震化の進捗状況については、市内の建築関係団体、地域住民等と連携しながら確認します。

資料編

1 特定建築物一覧表

法条項	分類	耐震改修促進法での用途区分	特定建築物の規模要件 (地上階数、延床面積)	公表対象となる特定建築物の規模要件※ (延床面積)
第6条第1号	庁舎・消防署	庁舎	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		消防署	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	学校	学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校)	階数2以上かつ1,000㎡以上	1,500㎡以上
		学校(屋内運動場)	階数2以上かつ1,000㎡以上	1,500㎡以上
	病院・診療所	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	社会福祉施設	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	幼稚園・保育所等	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	集会場・公会堂	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	店舗・百貨店等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	
その他		学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校以外の学校)	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上		
第6条第2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物 500㎡以上	
第6条第3号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあり、その敷地が都道府県耐震促進計画に記載された道路に接する建築物	政令で定める高さを超える建築物	—

※ 法は建築物耐震改修促進法を示します。規模要件は政令によるものです。

※ 公表対象(法7条第3項): 正当な理由無く、指示に従わなかった時公表の対象となります。

2 補助・助成・税制等の概要

1) 国の補助の概要（平成 20.4.1 現在）

対 象	補 助 率 等
耐震診断	補助率：民間が実施する場合：2/3（国 1/3, 地方 1/3） 地方公共団体が実施する場合：住宅…国 1/2 建築物…国 1/3 ※但し緊急輸送道路沿道の建築物の場合：国 1/2
耐震改修	地域要件：戸建住宅：既成市街地で、震災時に倒壊により道路閉塞が生じるおそれのある地区 建築物、マンション：DID 地区（人口集中地区）等 ※収入分位 40%未満の世帯の住宅については地域要件無し ※避難所等の建築物は防災計画で位置づけることで地域要件無し 補助率：15.2%（国 7.6% 地方 7.6%）※民間事業者等実施の場合 以下については、補助率をかさ上げ ・緊急輸送道路沿道の住宅及び建築物：2/3（国 1/3 地方 1/3） ・避難所等建築物：2/3（国 1/3 地方 1/3） ・避難路沿道等分譲マンション：1/3（国 1/6 地方 1/6） ・収入分位 40%以下の世帯：23%（国 11.5% 地方 11.5%） ※地域要件の他にも計画要件、建築物の要件があります。
耐震化の促進に関する事業	補助対象：パンフレット作成費、セミナー開催費、死亡時一括償還型融資使用時の初期費用、技術者に対する講習費用等 補助率：民間が実施する場合：2/3（国 1/3 地方 1/3） 地方公共団体が実施する場合：国 1/2

2) 市の助成の概要

◎熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱	
対象となる住宅	2階建て以下の木造住宅で昭和56年以前に建築されたものです。
費用	市が市民の啓発のために行う簡易な耐震診断で無料です。
◎熊谷市木造住宅耐震診断助成金交付要綱	
対象となる住宅	2階建て以下の木造住宅で昭和56年5月以前に着工されたもので、建築士による詳細な耐震診断をするものです。
助成金額	耐震診断に要した費用の1/2で2万5千円を限度とします。
◎熊谷市木造住宅耐震改修助成金交付要綱	
対象となる住宅	2階建て以下の木造住宅で昭和56年5月以前に着工されたもので、建築士による耐震診断を受けて強度不足と診断され、改修をするものです。
助成金額	耐震改修に要した費用の1/3で20万円を限度とします。

3) 住宅に係る耐震改修促進税制の概要（平成 18.1.25 改正）

対 象	主な要件等
住 宅	所得税 耐震改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を所得税から控除
	固定資産税 対象住宅：昭和57年1月1日以前に現に存在する住宅（120㎡相当部分まで） ※併用住宅の場合は住宅部分のみ 特例期間：平成18年1月1日～平成27年12月31日までに耐震改修を完了したもの 対象工事：改修費用が30万円以上で、現行の耐震基準に適合させる工事 控除額：以下の期間に固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1/2に減額
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18～21年工事完了:3年間 ・平成22～24年工事完了:2年間 ・平成25～27年工事完了:1年間

3 熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震に対する木造住宅の耐力を確認し、安全な住宅の整備を促進するため、木造住宅の無料簡易耐震診断の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において無料簡易耐震診断とは、「我が家の耐震チェック」(我が家の耐震チェックプログラム開発委員会制定)に基づき、市が行う地震に対する簡易耐震診断をいう。

(無料簡易耐震診断の実施要件)

第3条 無料簡易耐震診断を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件を備える木造住宅を所有し、かつ、居住しているものとする。

(1) 昭和56年以前に建築された一戸建住宅又は併用住宅

(2) 地上2階建以下の住宅で在来工法により建築されたもの

(申請者の申請要件)

第4条 無料簡易耐震診断を申請する者(以下「申請者」という。)は前条の要件を備える者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、無料簡易耐震診断を申請することができる。

(無料簡易耐震診断の申請)

第5条 申請者は、無料簡易耐震診断を実施する前に、木造住宅無料簡易耐震診断申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならないものとし、その提出部数は1部とする。

(1) 昭和56年以前の建築確認通知書及び同通知書の添付図書(平面図で筋かいが記載されているもの)の写し

(2) 身分証明ができる書類等(運転免許証、健康保険証、その他)の写し

(3) その他市長が必要と認めたもの

(無料簡易耐震診断の申請の受理及び実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、受理するか否かを決定し、受理した場合、木造住宅無料簡易耐震診断受付簿(様式第2号)に記載し、速やかに無料簡易耐震診断を実施しなければならない。

(無料簡易耐震診断結果報告)

第7条 市長は、無料簡易耐震診断が終了したときは、速やかに木造住宅無料簡易耐震診断結果報告書(様式第3号)を申請者に報告しなければならない。

(無料簡易耐震診断実施者への指導及び助言)

第8条 市長は、前条に規定する木造住宅無料簡易耐震診断結果報告書の内容を無料簡易耐震診断実施者に指導及び助言することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示(甲)第 19 号)

- この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

様式省略

4 熊谷市木造住宅耐震診断助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い住宅を整備し災害に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断に要した費用の一部を予算の範囲内で助成するため必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の助成金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第59号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において「耐震診断」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に所属している同法第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断方法により、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造住宅について、地震に対する安全性の診断を行うことをいう。

(助成金の交付要件)

- 第3条 助成金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件に該当する木造住宅に居住し、かつ、所有しているもの又はその者の2親等以内の親族であるものとする。
- (1) 市内に存する住宅で昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法、又は枠組壁工法による一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）で地階を除く階数が2以下のもの

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、住宅1戸につき、耐震診断に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）とし、2万5,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者及び所有者の住民票の写し
- (2) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の対象となる木造住宅の所在地、所有者及び建築年次が確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(助成金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、助成金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震診断助成金交付決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断完了報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成金の交付の対象となる耐震診断が完了したときは、速やかに木造住宅耐震診断完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 第2条に規定する建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図面
- (2) 耐震診断に要した費用を証明する書類
- (3) 耐震診断契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認めたもの

(助成金の交付額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な事項を審査し、適正に耐震診断が行われたと認めるときは、助成金の額を確定し、木造住宅耐震診断助成金交付額確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付請求及び交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は耐震診断が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震診断助成金交付請求書(様式第5号)により、市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震診断助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、木造住宅耐震診断助成金返還請求書(様式第7号)により既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(助成の制限)

第11条 助成金の交付は、助成の対象となる住宅1戸につき、1回限りとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則及び様式省略

5 熊谷市木造住宅耐震改修助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い住宅を整備し災害に強いまちづくりを促進するため、耐震改修を実施する市内の木造住宅の所有者等に対し、耐震改修に要した費用の一部を予算の範囲内で助成するため必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則(平成17年規則第59号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 熊谷市木造住宅耐震診断助成金交付要綱(平成17年告示(甲)第105号。以下「耐震診断要綱」という。)第2条に規定する耐震診断をいう。

(2) 耐震改修 耐震診断による上部構造評点等(財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定めるもの。以下同じ。)が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断された木造住宅について、上部構造評点等が1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるよう改修する設計(以下「耐震改修設計」という。)及びこれに基づく工事(以下「耐震改修工事」という。)を実施することをいう。

(助成対象建築物)

第3条 助成金の交付の対象となる建築物(以下「助成対象建築物」という。)は、耐震診断要綱第3条に規定する木造住宅であって、耐震診断による上部構造評点等が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断されたものとする。

(助成対象者等)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、助成対象建築物に自ら居住しており、かつ、市内に住所を有する者であって、当該助成対象建築物を所有している者又はその者の2親等以内の親族であるものとする。

(助成対象耐震改修)

第5条 助成金の交付の対象となる耐震改修は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 耐震改修設計は、耐震診断要綱第2条に規定する建築士(以下「建築士」という。)が行うものであること。

(2) 耐震改修の設計図は、耐震診断要綱第2条に規定する木造耐震診断に基づいて、耐震改修の実施後の耐震診断での所定の構造強度が得られることを確認したものであること。

(3) 耐震改修工事の工事監理及び現場検査は、耐震改修の設計図に基づき、建築士が行うものであること。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、住宅1戸につき、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 耐震改修に要した費用の額に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 市長は、助成金の交付に当たっては、前項第2号の額をあらかじめ差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震改修助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び所有者の住民票の写し

(2) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の対象となる木造住宅の所在地、所有者及び建築年次が確認できるもの

(3) 建築士が作成した耐震診断報告書及び関係図面

(4) その他市長が必要と認めたもの

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、必要な事項を審査し、助成金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震改修助成金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該助成金の交付決定に条件を付することができる。

3 第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由により耐震改修を取りやめるときは、速やかに木造住宅耐震改修取りやめ届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第1項に定める交付の可否の決定がなかったものとする。

(耐震改修設計の届出等)

第9条 交付決定者は、耐震改修設計が完了したときは、工事に着手する前に、速やかに木造住宅耐震改修設計(変更)届(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。耐震改修設計の内容の変更等により届出の内容に変更が生じたときも、同様とする。

(1) 耐震改修の設計図

(2) 耐震改修の実施後の耐震診断書

(3) 耐震改修の費用の内訳書(様式第5号)

(4) その他市長が必要と認めたもの

2 市長は、前項に規定する届出の内容を審査し、及び必要な調査を行い、当該届出に係る耐震改修設計が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修設計が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(耐震改修工事の着手)

第10条 交付決定者は、耐震改修工事に着手するときは、速やかに木造住宅耐震改修工事着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事完了報告)

第11条 交付決定者は、助成金の交付の対象となる耐震改修工事が完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事の契約書の写し
- (2) 耐震改修設計及び耐震改修工事の費用を証明する書類
- (3) 耐震改修設計及び耐震改修工事の費用の精算内訳書
- (4) 建築士による工事監理及び現場検査の報告書
- (5) 耐震改修工事の施行前、施工中及び施行後における実施箇所の写真
- (6) その他市長が必要と認めたもの

(助成金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な事項を審査し、適正に耐震改修が行われたと認めるときは、助成金の額を確定し、木造住宅耐震改修助成金交付額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は耐震改修が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震改修助成金交付請求書(様式第9号)により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震改修助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、木造住宅耐震改修助成金返還請求書(様式第11号)により既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(助成の制限)

第15条 助成金の交付は、助成の対象となる住宅1戸につき、1回限りとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則及び様式省略

6 熊谷市耐震改修促進計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 9 日決裁

(目的)

第 1 条 建築物の耐震改修促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 7 項の規定に基づき熊谷市耐震改修促進計画を作成するため、熊谷市耐震改修促進計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 熊谷市耐震改修促進計画の作成に関すること。
- (2) 市有建築物の耐震診断及び耐震改修の計画に関すること。
- (3) 優先的に耐震化を指導すべき民間建築物の検討に関すること。
- (4) 緊急輸送路から避難地までの進入路の選定に関すること。
- (5) 通行を確保すべき緊急輸送路、進入路沿いの耐震化に関すること。
- (6) 密集市街地等、重点的に耐震化を進める区域の選定に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は都市整備部長を、副委員長は開発指導課長をもって充てる。
- 3 委員は別表に掲げる当該所属長とする。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、所掌事項の目的を達成したときまでとする。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、自ら会議に出席できないときは、当該会議の事項について、実質的に委員に代わる判断をすることができる所属の職員を代って出席させることができる。

(意見の聴取等)

第7条 検討委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、都市整備部開発指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	
総合政策部	企画課
	財政課
総務部	庶務課
	資産税課
市民部	危機管理室
福祉部	保育課
都市整備部	都市計画課
	開発指導課
建設部	管理課
	建築課
教育委員会	教育総務課
	社会教育課
消防本部	消防総務課
	予防課

熊谷市建築物耐震改修促進計画

平成 21 年 3 月

発 行
企画・編集

熊 谷 市
都市整備部開発指導課
〒360-0195
埼玉県熊谷市中曾根 654-1
TEL0493-39-4809
FAX0493-39-5603